



山口労発基 0409 第 8 号
令和 2 年 4 月 9 日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局長



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 3 月 4 日付け基発 0304 第 3 号をもって厚生労働省労働基準局長より、別添のとおり関係団体等に通達がありましたのでご承知いただき、傘下会員事業者等に対して、改正の内容等の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

添付

令和 2 年 3 月 4 日付け基発 0304 第 3 号

官報